

令和5年度 定時総会

日時：令和5年5月30日(火) 午後1時～
場所：茨城県総合福祉会館 コミュニティホール

今年度は新型コロナが5類に移行したことに伴い、4年ぶりに来賓と各表彰対象者をお招きして、定時総会が開催されました。

大澤泰弘理事の司会により、増戸美幸副会長が開会宣言をし、定刻とおりに開始しました。

まず、物故会員への黙祷が行われ、続いて司会による行政書士倫理綱領唱和、次に古川会長が挨拶しました。

オープニングセレモニーとして、小野寺俊茨城県副知事並びに石井邦一茨城県議会議長からご祝辞を賜り、続いて本会顧問である岡田広元参議院議員、館静馬県議会議員、八島功男県議会議員、星田弘司県議会議員、及び遠藤実那珂市議会議員のご挨拶を賜りました。ご来賓の紹介の後、茨城県知事表彰、茨城県議会議長感謝状贈呈、茨城県行政書士会会長表彰が執り行われ、それぞれ記念撮影がなされました。受賞者の謝辞をうけて、来賓の皆様が退出後、嶋田広一副会長の総会成立宣言があり、審議に入りました。

議長には栗屋勲代議員（県南支部）、副議長には田向敏雄代議員（鹿行支部）が選出され、原田優議事運営委員長より議事運営上の注意事項の説明がありました。また、議事録署名人として、小森谷局子代議員（水戸支部）並びに遠藤裕輝代議員（県北支部）が議長により指名されました。

審議に入り第1号議案「令和4年度事業報告及び決算報告について」が上程され、審議の前に監事から監査報告がなされた後、予め提出された質問書に対し執行役員から回答がなされ、採決に入り第1号議案は原案とおりに可決されました。

続いて第2号議案「令和5年度事業計画及び収支予算について」が上程されました。予め提出された質問書に対し執行役員から回答がなされた後、採決に入り第2号議案は可決承認されました。

第3号議案「役員の変更について」は、渡邊勝子選挙管理委員長より古川正美会長の無投票当選が報告されました。その後、副会長の指名、理事、監事の選出がなされ、第3号議案は決しました。

以上で審議が終了し、竹内崇副会長が閉会のことを述べ、定時総会は終了しました。

古川会長の再任決定

定時総会 業務のデジタル化対応

県行政書士会

令和5年6月9日(金) 建設未来通信

情報ファイル

県行政書士会が総会 県行政書士会(古川正美会長)の定時総会が5月30日、水戸市内で開かれ、昨年度の事業や決算を報告し承認した。役員改選では古川会長を再任した。古川会長は「建設業許可申請などのオンライン申請が主流になることが予想され、急速なデジタル化への迅速な対応が求められる。一般倫理

研修を本年度から実施し、行政書士の使命を果たすべく国民からのさらなる信頼に応えていきたい」とあいさつした。

写真 会長以外の主な役員は次の通り。(敬称略)

▽名誉会長 国井豊▽副会長 嶋田広一、増戸美幸、木村司、竹内崇(以上いずれも再任)、若山民雄(新任)

橋本哲(新任)

令和5年6月5日(月) 茨城新聞



会長あいさつ



知事表彰 受賞者



議長感謝状



審議の様子



正副議長



正副会長一同



会長表彰

令和5年度表彰者名簿

茨城県知事表彰受賞者

水戸支部	大洗町	國井 豊 様
------	-----	--------

茨城県議会議長感謝状受賞者

水戸支部	水戸市	齋藤 孝夫 様
	水戸市	根本 則昭 様
県南支部	つくば市	江黒 弘 様
	つくば市	増田せつ子 様
県西支部	坂東市	倉持 恵子 様
	坂東市	倉持はるい 様
県北支部	日立市	蛭田 博行 様
	常陸大宮市	笹沼 輝美 様
鹿行支部	行方市	関口美紀子 様
	鹿嶋市	関 京子 様

(支部、会員番号順)

茨城県行政書士会会長表彰受賞者

水戸支部	水戸市	柳岡 幸夫 様
	水戸市	楠見ゆたか 様
	水戸市	和田 勝則 様
	水戸市	磯野 敦義 様
	水戸市	小野崎佳昭 様
県南支部	阿見町	小松澤哲郎 様
	取手市	田村 陽一 様
	つくば市	高橋 孝 様
	土浦市	栃本 尋之 様
	守谷市	和田 政彦 様
県西支部	古河市	関 孝 様
	桜川市	大久保 勉 様
	古河市	大久保好夫 様
	桜川市	深谷 孝 様
県北支部	日立市	小野 勝洋 様
	高萩市	豊田 博 様
	常陸大宮市	石崎 信子 様
	日立市	三橋 司 様
	常陸大宮市	飛田 憲明 様
鹿行支部	神栖市	平林 幸弘 様
	潮来市	高塚 誠 様
	神栖市	佐治 宗治 様
	神栖市	伊藤 大 様

(支部、会員番号順)

茨城県行政書士会(総会承認)役員名簿

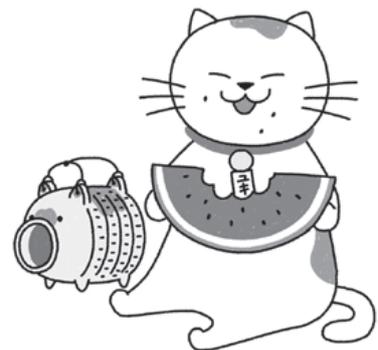
令和5年5月30日

役職名	支部名	氏名	事務所所在地
会長	県北	古川 正美	常陸太田市
副会長	鹿行	嶋田 広一	鉾田市
	水戸	木村 司	水戸市
		橋本 哲	水戸市
	県南	竹内 崇	かすみがうら市
		若山 民雄	石岡市
	県西	増戸 美幸	筑西市
理事	水戸	楠見ゆたか	水戸市
		菊地富美夫	水戸市
		熊山 達也	水戸市
		小島 英樹	水戸市
		柴田 香里	ひたちなか市
		斉藤 強	小美玉市
理事	県南	三田寺大輔	土浦市
		大澤 泰弘	牛久市

役職名	支部名	氏名	事務所所在地
理事	県南	高谷 真一	土浦市
		石神 敦子	牛久市
		澁谷 輝男	牛久市
		鎌田 惇	守谷市
		池田 有美	阿見町
	県西	下条 威之	桜川市
		永塚 崇洋	古河市
		大嶋 薫	結城市
	県北	大関 啓之	筑西市
		大森 美保	常陸太田市
	鹿行	佐藤 雄太	日立市
		佐藤 鉄也	神栖市
監事	水戸	内野 敬仁	鹿嶋市
	水戸	三瓶 賢二	水戸市
県西	渡邊 勝子	筑西市	

ご来賓の皆様

茨城県副知事	小野寺 俊 様
茨城県議会議長	石井 邦一 様
本会顧問 元参議院議員	岡田 広 様
本会顧問 衆議院議員	田所 嘉徳 (代理) 様
本会顧問 参議院議員	上月 良祐 (代理) 様
本会顧問 水戸市長	高橋 靖 (代理) 様
本会顧問 茨城県議会議員	舘 静馬 様
本会顧問 茨城県議会議員	八島 功男 様
本会顧問 茨城県議会議員	星田 弘司 様
本会顧問 那珂市議会議員	遠藤 実 様
本会名誉会長 大洗町長	國井 豊 様
茨城県総務部地域支援監	清水 浩生 様
茨城県総務部市町村課長	戸塚 崇文 様



第1回 理事会

日 時：令和5年4月21日(金)
午後1時55分～午後3時30分
場 所：茨城県開発公社ビル 4F大会議室
出席者：正副会長、理事：24名、オブザーバー：
監事、支部長、コスモス成年後見サポ
ートセンター茨城支部長、事務局長

内 容：

議題1 審議事項

- 第1号議案 令和4年度事業報告及び決算報告について、原案とおりに承認されました。
- 第2号議案 令和5年度事業計画及び収支予算について、原案とおりに承認されました。
- 第3号議案 役員中の議事運営委員の選出について、原案とおりに承認されました。

議題2 報告事項

- ア 各部からの事業報告について

議題3 その他

- ア 令和5年定時総会・定期大会の役割分担について事務局長より説明がありました。
- イ 令和5年定時総会・定期大会までの日程について事務局長より説明がありました。
- ウ コスモス成年後見サポートセンター及び茨城県支部の活動について茅根支部長より説明がありました。

第2回 理事会

日 時：令和5年6月19日(月)
午後2時50分～午後5時15分
場 所：水戸京成ホテル 2F 瑠璃の間
出席者：正副会長、理事：27名、オブザーバー：
監事、支部長、コスモス成年後見サポ
ートセンター茨城支部長、事務局長

内 容：

議題1 審議事項

- 第1号議案 業務執行部員の委嘱について、原案とおりに承認されました。
- 第2号議案 専門委員の委嘱について、原案とおりに承認されました。
- 第3号議案 綱紀委員の委嘱について、原案とおりに承認されました。
- 第4号議案 会員指導委員会委員の委嘱について、原案とおりに承認されました。
- 第5号議案 申請取次行政書士管理委員会委員の委嘱について、原案とおりに承認されました。
- 第6号議案 顧問の委嘱について、原案とおりに承認されました。

議題2 報告事項

- ア 名誉会長の委嘱について
- イ 広報・監察部支部通信員の委嘱について
- ウ 封印管理委員会委員の委嘱について
- エ 特定行政書士委員会委員の選任について
- オ 法教育推進委員会委員の選任について
- カ 令和5年度行政書士試験試験場責任者について
- キ 茨城県知事による懲戒処分の報告について

議題3 その他

- ア 会議開催に係る事務局からのお願いについて、事務局長より会議開催の連絡方法など説明がありました。
- イ 令和5年度本会役員等の主な日程について、事務局長より説明がありました。
- ウ 会員用メール一斉配信サービス（メルマガ）登録方法及び本会行事の確認方法について、事務局長より説明がありました。

顧問

役職名		氏名
顧問	元参議院議員	岡田 広
同	衆議院議員	田所 嘉徳
同	参議院議員	上月 良祐
同	同	加藤 明良
同	茨城県議会議員	八島 功男
同	同	星田 弘司
同	同	小泉 周司
同	水戸市長	高橋 靖

日行連代議員

役職名	氏名
本会副会長	嶋田 広一
同	木村 司
同(県西支部長)	増戸 美幸
茨政連幹事長	阿部 克巳
県南支部長	石井 徹
県北支部長	大和田 廣

業務執行部員及び専門委員

部名	担当副会長	理事名	専門委員
総務部	嶋田 広一	部長 大澤 泰弘	後藤 太一
		副部長 柴田 香里	
		部員 三田寺大輔	
		部員 大関 啓之	
広報・監察部	竹内 崇	部長 澁谷 輝男	
		副部長 斉藤 強	
		副部長 大嶋 薫	
国土農地・建設部	若山 民雄	部長 下条 威之	
		副部長 石神 敦子	
		部員 菊地富美夫	
運輸交通部	橋本 哲	部長 佐藤 鉄也	小野崎佳昭
		副部長 熊山 達也	
環境部	木村 司	部長 小島 英樹	阿部 克巳
保健風営部	木村 司	部長 高谷 真一	
		副部長 内野 敬仁	
国際部	橋本 哲	部長 佐藤 雄太	
		副部長 池田 有美	
市民法務部	増戸 美幸	部長 永塚 崇洋	中村 祐治
		副部長 鎌田 惇	
		部員 楠見 ゆたか	
		部員 大森 美保	

各委員・支部通信員名簿

令和5年7月3日現在

委員会名	役職名	氏名
綱紀委員会	委員長	柴田 大
	副委員長	梶山 伸治
	委員	渡邊 利一
	委員	黒澤 清
	委員	小嶋 幸江
申請取次行政書士管理委員会	委員長	永塚 崇洋
	副委員長	青山 里美
	委員	池田 有美
	委員	佐藤 雄太
会員指導委員会	委員長	竹内 崇
	副委員長	嶋田 広一
	委員	楠見 ゆたか
	委員	菊地 富美夫
	委員	三田寺 大輔
	委員	石神 敦子
	委員	永塚 崇洋
	委員	大関 啓之
特定行政書士委員会	委員長	木村 司
	副委員長	柴田 香里
	委員	鎌田 惇
封印管理委員会	委員長	佐藤 鉄也
	副委員長	熊山 達也
法教育推進委員会	委員長	中村 祐治
	副委員長	鎌田 惇
	委員	野村 亜由美
	委員	永塚 崇洋
支部通信員	水戸支部	宇野 雅彦
	県南支部	北野 早紀
	県西支部	小白井(鈴木)智絵
	県北支部	茂又 義徳
	鹿行支部	青山 里美

令和5年度行政書士試験場責任者

役職名	氏名
総務部長	大澤 泰弘

● 総務部

就任挨拶

総務部長 大澤 泰弘

この度、総務部長を拝命いたしました、県南支部の大澤泰弘と申します。会員の皆様方のお力になれるよう、全員一丸となって会務に取り組んでまいり

ますので、ご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



上段左から 後藤、大関、三田寺、嶋田
下段左から 大澤、柴田

● 広報・監察部

就任挨拶

広報・監察部長 澁谷 輝男

このたび、広報・監察部長を拝命いたしました県南支部の澁谷です。微力ではございますが、会員の皆様に役立つ情報提供と行政書士制度等に関する広報活動を推進してまいります。

竹内副会長、斉藤副部長、大嶋副部長、そして支部通信員各位の協力のもと、職責を担っていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。



上段左から 宇野、北野、鈴木、茂又、青山
下段左から 大嶋、澁谷、竹内、斉藤

◎ 国土農地・建設部

就任挨拶

国土農地・建設部長 下条 威之

今期国土農地・建設部長を拝命いたしました県西支部の下条です。

担当業務に関連する法令は毎年のように改正されており、当部としましては的確な情報の提供と研修会の充実が重要であるかと思えます。それには（一社）茨城県農業会議様及び茨城県土木部監理課様な

ど、関係各機関との協働関係の深化が欠かせません。今期は建設部長であった若山副会長の指導を仰ぎつつ、石神副部長・菊地部員の強力なバックアップ体制のもと、重責を果たしてまいりますので、会員の皆様よりよろしくお願い申し上げます。



左から 若山、下条、石神、菊地

◎ 運輸交通部

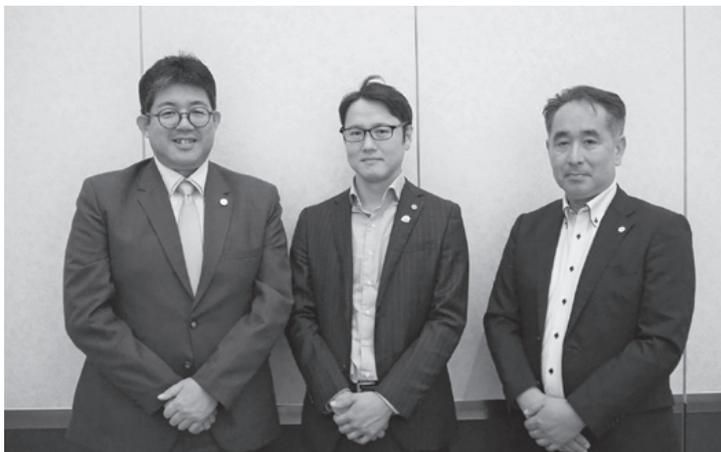
就任挨拶

運輸交通部長 佐藤 鉄也

この度、2期目の運輸交通部長を拝命いたしました鹿行支部の佐藤鉄也と申します。

運輸交通分野における行政書士の活躍のため、前期において構築した関係団体との連携をさらに強化、

発展させ、橋本哲副会長、熊山達也副部長とともに、制度推進に努めてまいりますので、皆さまのご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



左から 橋本、佐藤、熊山

● 環境部

就任挨拶

環境部長 小島 英樹

このたび、前期に引き続き環境部長を拝命いたしました水戸支部の小島英樹です。今期も会員の皆様のお役に立てるよう精進してまいります。

環境部では、会員の皆様の知識、スキルの向上を目標とする廃棄物等環境全般に関する業務研修会を

より実務に即したもので行い、また関係各所との情報交換を積極的に行い、関係強化を図っていきたいと思います。木村副会長、阿部専門委員ともに、精一杯活動してまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。



左から 阿部、木村、小嶋

● 保健風営部

就任挨拶

保健風営部長 高谷 真一

この度、保健風営部長を拝命致しました県南支部の高谷真一です。当部は「保健所及び社会福祉全般に関する業務ならびに車庫証明を除いた警察関連業務」を担当し、古物・風営・飲食業の各許可申請の

ほか様々な業務が該当します。それに対し甚だ微力ではありますが、木村副会長、内野副部長と共に皆様のお役に立てるよう努力する所存です。



左から 木村、高谷、内野

◎ 国際部

就任挨拶

国際部長 佐藤 雄太

このたび、国際部長に任命されました県北支部の佐藤雄太です。

国際業務においては、法令や制度が日々変化しています。最近では、入管法改正案が国会で可決・成立したばかりです。国際部では、行政いばらきや研修を通じて、会員の皆様に最新の情報を提供してまいります。

日本に在留する外国人の数は、年々増えています。国際部は、外国人が困ったときに『街の法律家』として行政書士を頼りにしてもらえよう活動や情報発信をしております。

未熟な点もあるかと思いますが、ご指導とご協力をよろしくお願いいたします。



左から 橋本、池田、佐藤

◎ 市民法務部

就任挨拶

市民法務部長 永塚 崇洋

2015年、行政書士登録3年目に理事就任以来、市民法務部5期目、部長職も3期目となりました。市民法務部の広範な職務にも慣れたものの、常に初心を忘れず、手を抜かず活動していく所存です。

コロナ禍も一段落し、先日久しぶりに宿泊形式での新入会員研修を開催いたしました。今期は、主幹である相続等の家事法務業務、中小企業支援業務を

中心に、業務の手助けになるような研修会等を企画していきます。初歩的なものは新入会員研修や自学自習に委ね、より実践的な内容になることを目指します。

今後とも、皆様の本会活動への御協力の程、よろしくお願いいたします。



左から 永塚、増戸、鎌田、大森、楠見

● 申請取次行政書士管理委員会

就任挨拶

申請取次行政書士管理委員長 永塚 崇洋

この度、市民法務部長に加え、当会委員長にも就任いたしました。そもそも多種多様な在留資格申請手続ではありますが、近年の入管法改正やオンライン申請の充実化など、日々変化しております。それ

と同時に行政書士の不正事案も目立つ業務でもあります。情報収集や研修の受講等を通じ、適正に業務を遂行していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

各
部
か
ら



左から 佐藤、池田、古川会長、青山、永塚

● 会員指導委員会

就任挨拶

会員指導委員長 竹内 崇

この度、会員指導委員長を仰せつかりました県南支部の竹内 崇でございます。

行政書士の品位保持・向上、行政書士業務の適正な遂行に寄与するため、事業計画に基づき委員会メンバーと共に、粛々と業務を遂行してまいります。

言うまでもなく、行政書士制度の更なる発展に、会員の品位保持、法令順守は必要不可欠。会員の皆様には、ご協力を賜わりますようよろしくお願い申し上げます。



重要なお知らせ

令和5年8月31日より

1. 一般倫理研修の受講が“全会員に対して義務”となります。
2. 職務上請求書の購入時に一般倫理研修の修了証が必要となります。

(本会の新コンプライアンス研修会を受講した方でも改めて受講が必要です。)

○ 概 要

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を“義務”とする会則改正がなされました(日本行政書士会連合会会則62条の2第三号)。倫理研修の実施のために必要な事項は、日本行政書士会連合会倫理研修規則により定められました(令和5年8月31日施行)。

○ 研修科目

- ①行政書士法及び関係法令 ②人権 ③職業倫理 ④職務上請求書の適正使用

○ 受講方法

中央研修所研修サイト (<https://gyosei.informationstar.jp/>)
で提供されるビデオ・オン・デマンド(VOD)コンテンツを視聴していただきます

中央研修所研修サイトへのアクセスはこちら →



3月15日より配信開始※

○ 注意事項

- ・視聴にはパソコン・スマートフォン等が必要です。
- ・中央研修所研修サイト(VOD)での受講が困難な場合は、ご所属の単位会にご相談ください。
- ・初回は、ID・パスワードの発行が必要です。
- ・VODでの受講ができない場合には、集合での一般倫理研修を受講してください。
(開催日時等については、33ページをご覧ください。)

○ 受講期限(初回)

- ①令和5年8月31日時点で会員である者
令和6年3月31日までに受講し、修了する。
- ②令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者
登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講し、修了する。

例：令和5年10月1日に登録した者 ⇒ 令和6年1月31日まで

〈参考(次回期限)〉

修了日の5年後の日が属する年度の3月31日

例：令和5年9月1日に修了した場合 ⇒ 令和11年3月31日

- ・ただし、令和5年3月31日までに修了した場合は、令和11年3月31日とする。

VOD研修受講の流れ

① 中央研修所研修サイトへログイン。
(<https://gyosei.informationstar.jp/>)

- ・初回はID、パスワードの発行が必要。
- ・「ID、パスワード申込」より申込してください。



中央研修所研修サイトはこちら



② 「講座一覧」から「一般倫理研修」を選択し、最後まで視聴（約3時間）。

<受講指定科目>

- ① 「行政書士法及び関係法令」
- ② 「人権」
- ③ 「職業倫理」
- ④ 「職務上請求書の適正使用」



- ・4科目すべてを受講したのち、テストを受講する必要があります。各科目の動画内にキーワードが一つずつ散りばめられておりますので、ご注意ください。



③ すべての講座を視聴後、テストを受講。

- ・すべての講座の視聴率を100%にする必要があります。
- ・テストに合格しないと修了証が発行できません。



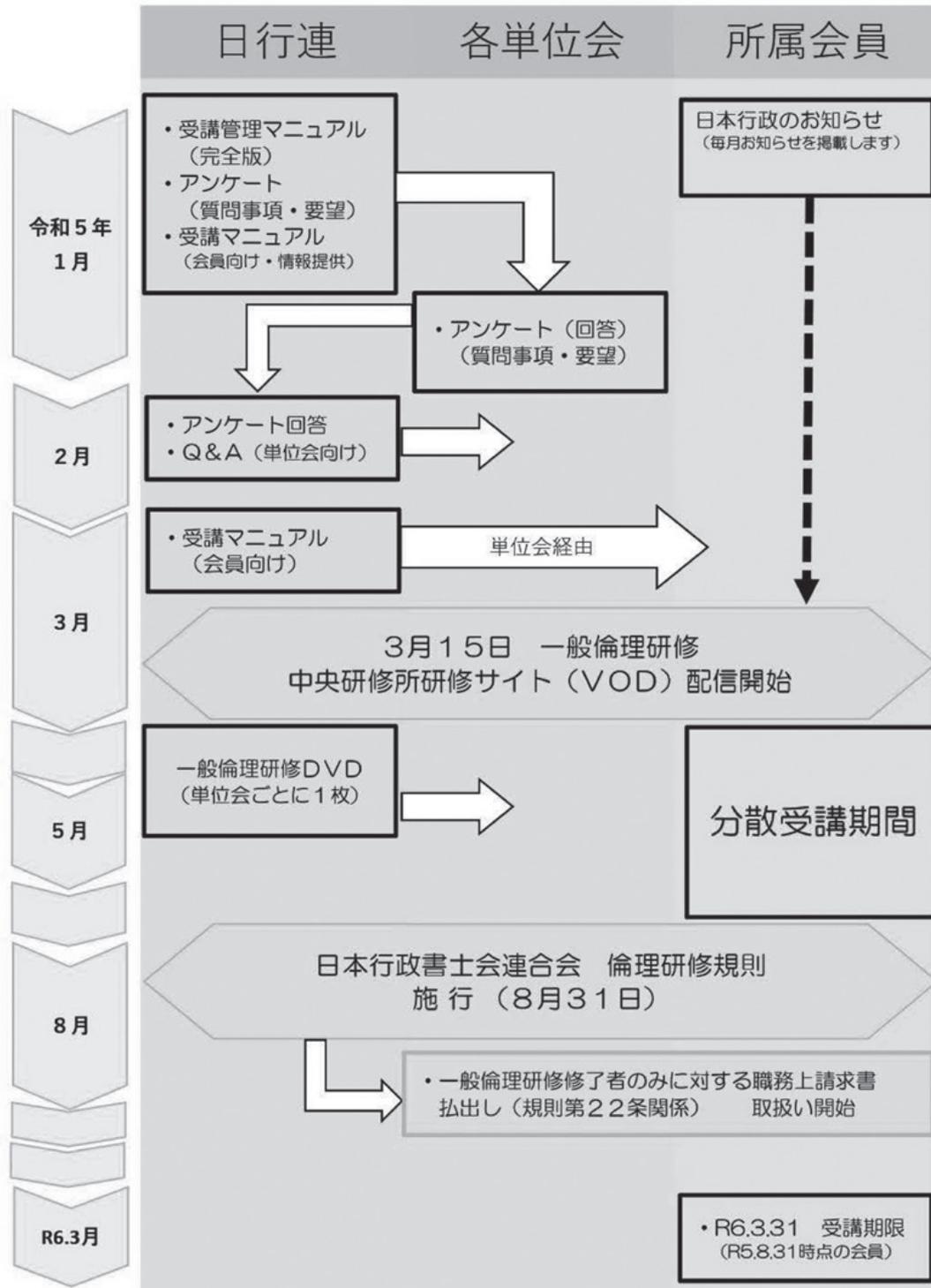
④ テスト合格後、「修了証発行」をクリックして研修修了。

- ・修了証は職務上請求書の購入時に必要となります。
- ・必要に応じてご自身のプリンターで印刷してください。



◎より詳細な流れについては、日本行政書士会連合会 会員サイト【連 con】に掲載している「中央研修所研修サイト利用マニュアル（一般倫理研修）」をご確認ください。

【1. 一般倫理研修に関する今後のスケジュール】



補助者研修会の開催について

補助者の皆様にはいままで補助者証の更新のために『新コンプライアンス研修会』を受講していただいておりますが、日本行政書士会連合会主催『一般倫理研修』（行政書士会員のみ受講可能）の配信開始に伴う『新コンプライアンス研修会』終了のため、令和5年4月より補助者の方を対象にした別途本会主催の『補助者研修会』を開催することとしました。

なお、次回補助者証の更新のためにすでに『新コンプライアンス研修会』を受講されている場合には、改めて『補助者研修会』を受講する必要はございません。

また、『補助者研修会』の開催日時等については、33ページをご覧ください。

大切なお知らせ

1. 職務上請求書の購入について

職務上請求書購入日

職務上請求書払出日にのみ購入することができます。

原則毎月第1・3木曜日 午後2時～午後5時

近くは9/7・9/21・10/5・10/19・11/2・11/16となります。



購入方法

購入を希望される会員は、払出日までに以下のものを事務局までご持参いただくか、ご郵送ください。

- ①購入申込書（別紙様式第2号）※職印押印
- ②誓約書（別紙様式第3号）※職印押印
- ③使用済みの職務上請求書
- ④コンプライアンス研修会修了証写しまたは一般倫理研修会修了証の写し
- ⑤認印（郵送の場合は不要）

※注意事項※

- 窓口で購入する場合には、行政書士証票をご提示ください。
- 会費滞納会員、補助者、使用人行政書士は購入できません。
- 代金は一冊800円です。（郵送の場合には、使用済みの職務上請求書と購入された職務上請求書と一緒にゆうちょ銀行の払込取扱票を同封いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。）
- 新規で購入する場合には確認が不要なので、払出日以外でも対応いたします。

職務上請求書払出の際、会員指導委員会による『使用済職務上請求書』の内容確認があります。

※不適正な使用・未記載等がある場合、**即日の払出しが出来ない場合があります。**

※郵送申込みの場合は、上記払出日に内容確認のうえ払出日の翌日に発送いたしますので、時間に余裕を持ってお申込みください。

購入冊数

個人会員 使用中の職務上請求書を含め2冊まで

法人会員 本会に所属する社員行政書士の人数×2 + 2冊まで

保管方法

- 職務上請求書控え綴りは使用済みの日付から2年間の保管義務があります。ただし、その保管期間が過ぎた場合でも、会員指導委員会の確認を受けるまでは廃棄しないでください。確認前に紛失または廃棄してしまった場合は、「顛末書」を提出いただけます。
- 書き損じや不使用になった場合でも、破棄や切り離しをせず、斜線を引くなどの無効処理を行い、控え綴りに保管してください。
- 登録の抹消または法人を解散する場合には、必ず事務局まで返戻してください。

紛失・盗難された場合

- 【使用済みの職務上請求書の場合】
「顛末書」と使用済みであることを証明する帳簿（事件簿）の写しを添えて、その理由を本会事務局に報告してください。
- 【使用中の職務上請求書】
所轄の警察署へ届出するとともに、「顛末書」により本会事務局に報告してください。不正利用防止のため法務局・茨城県・日本行政書士会連合会へ連絡いたします。

2. 会費滞納者及び法的措置対象者の公表について

本会の運営は、会員各位が納入された会費によって成り立っています。

しかし、一部の会員にあっては会費滞納に対する意識欠如のためか一向に改善努力も見られず、その対応に苦慮いたしております。このことは本会の事業遂行に大きな妨げとなることはもとより、適時納入義務を全うしている会員との間に著しく公平を欠く要因となることから解決すべき一大案件であります。

そこで本会では、平成26年10月1日から施行されました「会費滞納者の公表に関する規程」を改正し、より厳しい手段を講ずることにより、会費滞納の解消並びに滞納者ゼロを目指すこととし、平成28年12月20日開催の理事会において提案、承認可決され、同日施行されておりますことをお知らせいたします。

3. 「レンタルオフィス」等において「行政書士事務所」を開設希望の方へ

ご存知のように、行政書士事務所の開設には、一般商業施設と異なり、その使用权の明確性や建物構造上の独立性、公正保持に関する諸規定に抵触しないこと等々のきまりがあります。

いわゆる「レンタルオフィス」には、契約内容や建物構造等においてさまざまなものがあり、残念ながら行政書士事務所としてはふさわしくないものも散見されるようです。

当会におきましても、昨今「レンタルオフィス」使用に関しての問い合わせが増えつつあり、今般、現状を鑑み事前確認制をとらせていただくことといたしました。

いわゆる「レンタルオフィス」において事務所の新設（新規登録申請時）、移転（事務所移転届出時）をお考えの方は、その契約前（事後改善指導・処分を避けるため）に、当会事務局までご一報ください。

会員指導委員が適格性確認にお伺いいたします。

制度保持のため、ご理解、ご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

決まりを守って、制度推進！

～ ルールを守る行政書士 ～

- 行政書士徽章を着用しましょう。
- 行政書士証票を常に携行しましょう。
- 補助者には補助者徽章を着用させましょう。
- 補助者には補助者証を携行させましょう。
- 事務所所在地・住所・電話番号等に変更が生じた場合には速やかに変更申請書を提出しましょう。



令和 年 月 日

茨城県行政書士会
会長 古川正美 殿登録(法人)番号 :
支 部 :
氏 名(法人名称) :

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」
購 入 申 込 書

1. 購入部数 (いずれかに○を付し、必要事項を記入すること。)

1 冊	2 冊	3 冊以上	() 冊
			備考：所属する社員行政書士の数 () 名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類 (主たる取扱い業務を明記すること。)

3. 添付書類 (添付するものに○をつけること。)

①誓約書

②使用済み職務上請求書の控え

〈添付しない場合の理由〉

- ・初回の購入申込み
- ・紛失 その他 (顛末書により詳細な理由を記載すること)

※以下は記入しないでください。

払出し番号					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓約書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日付	令和 年 月 日	所属単位会	茨城会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名(法人名称)	職印		

〈以下、単位会記入欄〉

払出し管理番号	
---------	--

● 特定行政書士委員会

就任挨拶

特定行政書士委員長 木村 司

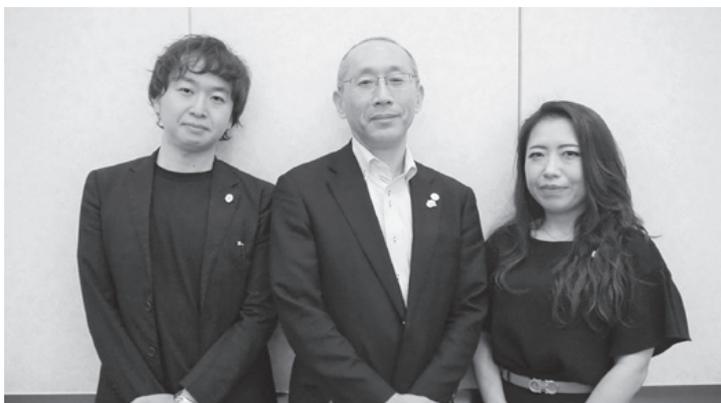
引き続き、特定行政書士委員会の委員長を務めさせていただきます。

茨城県では、特定行政書士の割合は、全国より低い約9%で、合計105名です。

行政不服審査法の立法目的には、国民の権利利益の救済のほかに、行政の自己統制も挙げられており、不服申立業務は、より良い行政の実現に寄与するも

ので、決して行政側を敵に回すものではありません。これまでの許認可取得部分より広範囲で行政とかわり、関係を密にでき、県民、置き換えれば皆様の顧客の権利利益を守っていける存在となるものです。

ひとりでも多くの会員の皆様が、特定行政書士になっていただけるよう、引き続き尽力していく所存ですので、よろしくお願いいたします。



左から 鎌田、木村、柴田

● 封印管理委員会

就任挨拶

封印管理委員長 佐藤 鉄也

この度、3期目の出張封印管理委員長を拝命いたしました鹿行支部の佐藤鉄也と申します。

昨今の丁種出張封印制度の需要増加は著しく、OSSやインターネットを利用した販売の増加によって、今後も増加することが見込まれます。

依頼者の期待に応え、適切な制度運用のため、封印管理に努めてまいります。皆様のご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



左から 熊山、佐藤

封印受領証の購入について

封印受領証は、払出日にのみ購入ができます。

払出日時は、原則毎月第4水曜日（該当日が休日の場合はその翌日）です。

令和5年度払出日時	
令和5年9月27日（水）	午後1時～午後3時
令和5年10月25日（水）	午後1時～午後3時
令和5年11月29日（水）※第5水曜日	午後1時～午後3時

【払出し申込みの方法】

購入を希望される会員は、払出し日までに当会所定の購入申込書の原本を事務局まで郵送ください。対応にご協力願います。FAX不可

なお、事務局へ直接持参でも購入いただけますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、極力ご郵送でお申込みください。

※購入申込書の様式は「本会ホームページ→会員専用ページ→各種手続（出張封印）→出張封印」からダウンロードしてください。

【封印受領証の価格】

様式第5号 一冊(30枚綴り) 1,000円

(郵送の場合には、購入された封印受領証とゆうちょ銀行の払込取扱票を同封して郵送いたしますので、代金と送料を後ほどお支払いください。)

【封印受領証の払出し冊数の制限】

個人会員…5冊まで

法人会員…5冊に加えて、本会に所属する社員行政書士人数×5冊まで

【令和元年度までに丁種会員名簿に登載された方について】

令和2年5月15日付茨行書第126号において通知しましたとおり、封印受領証は、様式第4号及び第5号の払出しを行ってまいりましたが、封印業務の効率化のため、本会が封印委託を受けているすべての運輸支局に対し、提出する封印受領証の様式を様式第5号に統一しました。

従って、令和2年5月より様式第5号のみを払出し、茨城運輸支局においても様式第5号を提出することが可能となっております。

なお、現存する様式第4号については、継続して茨城運輸支局のみに提出可能です。様式第5号を使用する際は、会長名を古川正美会長に訂正の上、ご使用ください。

また、一度に保有できる最大冊数は、様式ごとに5冊とされておりましたが、様式第4号が無くなり、現に様式第5号を5冊保有されている場合は、新たに購入することはできませんのでご注意ください。

※丁種会員の皆さまにおかれましては、茨城県行政書士会封印業務の受託に関する規程、茨城県行政書士会封印管理委員会運営細則及び茨城県行政書士会自動車封印取扱内規をよくご確認の上、封印業務にあたっていただけますようお願いいたします。

● 法教育推進委員会

就任挨拶

法教育推進委員長 中村 祐治

各
部
か
ら

この度、法教育推進委員会の委員長を拝命いたしました水戸支部の中村祐治と申します。

本会では、平成30年3月28日、茨城県教育委員会と「法教育の実施に係る連携協力に関する協定」を締結し、今日まで法教育事業を実施してまいりました。

法教育事業を通し、県内の小中学生に対して法の大切さを伝えるとともに、学校関係者の方々に対しては行政書士制度についても知っていただけるよう活動していきます。

皆さまのご指導とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



左から 野村、鎌田、増戸、中村、永塚

